

## 「特捜検察のはなし」

(95・5・31)

藤永幸治（昭24・文甲I修）

ご紹介頂きました藤永でございます。昭和二十三年にあるのがれの三高に入りましたが、教育制度の改革で、僅か一年でお出されて新制の京都大学に入学しました。法学部を卒業して、昭和三十一年に東京地検の検事に任官し平成五年の六月未に、ゼネコン事件の捜査着手の指揮を終えて退官致しました。

約三十八年間の検事生活のうちで、幸か不幸か、中央での勤務が多かつたものですから、ロッキード事件以来、ダグラス・グラマン事件、リクルート事件、共和事件（北海道出身の開発庁長官の阿部代議士が起訴された事件）それから、佐川急便事件と、これから派生した金丸事件、さらに同事件から派生したゼネコン事件を最後に政界が絡むいろんな事件に関係して参りました。そこで、特捜事件の裏話を全部、やるということになりますと、一つの事件でも一時間以上かかりますので、今日は、本年二月二十二日に、やっと最高裁の大法廷判決が言い渡され、確定しま

したロッキード事件を中心に、話させて頂きたいと思います。

ロッキード事件には、いろいろ俗説がありますが、その一つに、日米纖維問題を解決した後、日本の国益を強調し、米国に当時たてつき始めた田中角栄を、陥れる為に米国首脳が多国籍企業委員会と組んでの陰謀であり、そのため資料を、わが検察当局に提供したというのがあります。かなり有力な政治評論家等がこのように主張し、財界の中では一部、信用されているのであります。それが、真実であるかどうかということ第一点目にお話します。

この事件は、昭和四十七年に発生して、五十一年の二月に米国の多国籍企業委員会の公聴会で、ロッキード社という会社が当時の先進諸国、日本はじめドイツ・オランダ・フランス・イタリー等にロッキード社のエルテン・イレブンという大型の飛行機を売り込む為に巨額（総額約四八億）の金を使い各国の政府高官に贈賄し、日本に約二七億円が送られたということが発表されて、発覚した事件であります。もう十九年前になります。

日本の裁判は、本当に特有でございまして、四十七年に発生したロッキード事件が五十一年に発覚して、起訴しておりますけれども、関係者の多くが死亡し残つております丸紅の元会長の檜山、田中の秘書の榎本について、判決があつたのは、一九年後の今年の二月二十二日です。

このようにこの事件はもう完全に風化しておりますけれども、五十一年発覚当時、検察が、これを取り上げるかどうかということ、三月十二日に首脳会議を開きまして決めております。そこ

で、この首脳会議で一体何が話され何が決められたのかという点を二点目にお話して三点目に今年の二月の最高裁判決で証拠能力がないとされました嘱託尋問調書の問題を、そして四点目として、上告審の最高裁が八年近くもこの事件を放置し、田中存命中に判決しなかつた理由について述べてみたいと思います。最後に時間があれば、ロッキード事件とそれ以後の例えば、リクルート事件やゼネコン事件と比較して、どのような特徴点があるのかについても触れてみたいと考えています。

まず、第一点の田中角栄を陥れる為に、アメリカが、わざと検察当局に資料を提供したという俗説について申し上げます。これは、結論的には間違います。というのは、ロッキード社に関する秘密資料をもらいに行くかどうかということは五十一年三月十二日の検察首脳会議で議論され、決められました。当時、アメリカと日本の間に、捜査共助協定、あるいは司法共助協定はありませんでした。捜査共助協定というのは、簡単にいえば、お互いに捜査機関が捜査し収集した証拠は交換しようという協定であり、司法共助というのはお互いに裁判所で審理して得られた証人尋問調書等も交換しようというものです。これを締結しますと、犯罪を日本で犯してアメリカへ逃げてゆくとかアメリカで犯し日本へ逃げて来るという様な国際的な犯罪に対処できます。しかし、司法制度がある程度、共通している先進国同士で同じような文明・文化の国同士という条件があります。当時、日本とアメリカの間にこのような協定はなかったわけです。そこで、法務省が外

交ルートで極秘の資料提供を打診しますと、米国は最初に「厳重な秘密保持、資料の利用は、捜査と公判に提出する証拠に限る。また、国会や政党などの第三者や捜査権のない他の省庁への開示を禁ずる。不起訴時に公表することも認めない。」という非常に厳しい条件をつけてきました。アメリカというのは裁判は陪審制で、今、O・J・シンプソンというスポーツ選手が奥さんを殺したという事件で裁判にかけられており、公開裁判ですから、テレビまで入ることもありますが、起訴するまでは、非常に嚴重で、裁判の証拠となるものの秘密を守ります。手続きが適正（due process of law）でないと裁判はダメなんだ、場合によっては実体的な真実発見を犠牲にしてでも、手続きの適正をアメリカは守ります。しかし、時間が経過すると、どんな秘密でも公開していく国です。ケネディ暗殺事件についてもそうであり、別にウォーレン委員会という時の最高裁長官を委員長とする委員会を作つて暗殺の裏側を色々調べ、その一部を報告書として公表しますけれども、本当のものはついこの間、やっと公開しただけです。外交文書も二十年後、三十年後という風に、公開して国民と歴史の審判を仰ぐという国柄です。

このようにアメリカでは、刑事案件の資料は、裁判所以外に出す、ということについては、非常に慎重なわけです。もし、田中角栄をおい落すという氣があるならば、当時、日本のマスコミは、政府高官とは誰かで騒いでいる最中でしたから、日本の記者にそつとりークしてしまえば、十分であつたはずです。その資料に、田中角栄の名前があることも隠し、資料を渡して日本で捜

査してもいいけれども、捜査の結果、証拠が不十分で起訴出来ない場合には、この内容は絶対に公開してはいけないということです。灰色高官という観念や言葉は、アメリカにはないわけです。灰色は無罪ですから、証拠が不充分な場合、これは罪を犯していないのと同じだという考え方で、もし不起訴にすれば、資料は発表してはいけない、とこうなるんです。

そこで第二点目の首脳会議の中味に入りますが、先程、申し上げたような当時の世論の中で、田中角栄や、その他の政府、与党の高官の名前が捜査過程で明らかとなり、しかも最終的には証拠不十分で不起訴にしてしまうということなら、検察に対して国民は非常な不信感を持つであろう。検察は十年間は立ち直れないんじゃないかとの奇恥が検察部門にありました。

総理大臣の犯罪を捜査するのは検察史上、初めてです。戦後昭電疑獄事件（昭和二十三年）での総理大臣芦田均さんを調べて起訴しましたが、この事件では総理大臣としての職務権限ではなくて、外務大臣・副総理として昭和電工にいろんな融資をすることについて斡旋して収賄したことで起訴されたわけで、総理大臣の権限そのものが問題になつたのはロッキード事件が最初なんですね。そこで、総理大臣時代の犯罪、マスコミは「総理の犯罪」「首相の犯罪」と騒ぎましたけれども、それを調べて結果は不起訴ということになりますと、これは、検察は、政界からも国民党からも非常な非難を受けることは間違ひなく、いわば瀬戸際に立たされたわけです。そこで首脳会議では、「本格捜査のためにはアメリカからの資料は必須である。しかし、資料の提供を受

ければアメリカの条件に拘示され、その資料で起訴できなければその理由の公表もできない。さてどうするか」を中心に議論がなされた。「もう少し国内で内偵捜査を続けるべきである。」という有力な少数意見も出されましたけれども、時の検事総長の布施健という方が、そういう場合は、「おれが責任を取る。起訴出来なければ、おれが辞職する。検察は一時崩壊するかも知れないけど、その立て直しは今の若い連中に託そう。」と、云われたことが決め手になつて、それじや、アメリカからとにかく資料の提供を受けようということになりました。当時の、これも三高出身の安原刑事局長から、稻場法務大臣に、その首脳会議の結果が伝えられて、臨時閣議を開いて、日米司法取り決めの調印ということで塩野事務次官がアメリカへ行きます。そして、不起訴の場合でも、内容は絶対に公表しないという条件は、必ず守りますということで司法・<sup>きさく</sup>共・<sup>こう</sup>助・<sup>じょ</sup>協定を結んで帰つて参ります。その一ヶ月後、すぐ日本から、今、官房長を最後に検事を辞めました堀田力（今は福祉の仕事をしております）や現在、最高検の検事の東条らの優秀な検事がアメリカへ行つて、資料をもらつて帰ります。一ヶ月後の四月十一日の日曜日にマスコミの目をのがれて首脳会議を開きます。そこで、アメリカから持ち帰つた多国籍企業委員会と証券取引委員会（SEC）の約三千頁の資料を開いて、読み始め、その中にローマ字で KAKUEI TANAKA の実名入りで収賄を示す資料があつたのです。よし、これで出来るということで本格捜査に入り、アメリカに嘱託尋問もして七月二十七日、田中角栄を逮捕します。これはいきなり頂上へ行つたんだ

という風に云いますけれども、地道な約四ヶ月に亘る捜査を続けた上で、これで起訴出来る自信をもつて田中逮捕となつたのです。しかし、逮捕は、やっぱり、外為法違反、要するに大蔵大臣の許可を得ないで、海外で調達されたヤミ円を日本で受け取つたということです。これを別件逮捕と云われば別件逮捕なんすけれども、外為法違反も充分に起訴に価する事件で現に起訴していますから、まず外為法違反で逮捕し、途中で証拠固めをして、贈賄、収賄罪にいくという手法は、捜査方法として余程、極端な場合でなければ、許される適法なやり方です。

別件逮捕が違法だと云うのは、重大な本件を調べるだけの証拠がないのに、別件の軽い罪で、先ず、逮捕勾留して、その軽い方は全然調べずに、重い方ばかりを調べると重い方の事件の証拠がないのにそれで逮捕勾留したと同じこととなり、これでは令状主義を潜脱するという様な場合だけが違法だと最高裁は云つております。ところが、マスコミは、ちょっととしたことで逮捕すると、すぐ別件逮捕だというくせがあります。

このロッキードの時も全国紙が、まず、田中角栄の事件、ロッキード事件を調べるには、外為法違反から入れと、社説で別件逮捕をすすめるような論調でした。ところが公安事件だとか、一般刑事案件、強盗殺人事件だと別件逮捕はいかんといい、特搜事件だと、政界に切り込む場合は、いいんだというのです。法律的には、今、申し上げた様に、令状主義を潜脱する結果になる場合だけが違法だとご理解頂きたいと思います。これで、ロッキード事件はアメリカが田中角栄

を陥れるためのものではなかつたということと検察首脳会議の中味について申し上げました。次に、三点目の嘱託尋問調書、特にコーチャンやクラッターに刑事免責を与えて、尋問したことについて説明します。コーチャン、クラッターは田中角栄に対する贈賄の共犯者です。しかし、取り調べに応ぜず日本へも来ません。そこで、東京地檢の特捜部の検事が、東京地方裁判所に尋問を請求しました。日本へ呼び出して日本で証人尋問して欲しいと。ところが証人喚問状をアメリカに送達が出来ません。日本の裁判所の呼び出しの送達をするということは、アメリカの主権の侵害になるからです。そういう時には、アメリカの連邦地方裁判所に頼みまして、アメリカの裁判所で尋問してもらうことになります。それでいろいろな尋問事項を送りコーチャン、クラッターに聞いてもらおうとしたのですけれども、アメリカでは刑事免責という *criminal immunity* という制度があります。

これは一言でいえば、「小者こものに「本当のことをしてやる」と約束をして、しゃべらして、大物おおのをやつける」という制度です。アメリカでは、例えば、上院議員に対し贈賄した事件で、金を持って行く役割をした者に起訴しないからと約束して真実を全部証言させて、贈賄主犯の会社の社長とか重役、そして收賄側の上院議員を一網打尽にすることができますが、日本には、このような制度はありません。アメリカでは密室犯罪で自白をするようなことなく、みんな黙秘権行使します。日本も憲法・刑事訴訟法上、黙秘権を保障しておりますが、そこは

捜査機関が情理で説得し、また、証拠をつきつけて、追求し自白をさせる、自白して罪をつぐない社会復帰をしなさいというのが日本の伝統的な捜査と刑事司法制度です。アメリカの場合には、いい意味でも悪い意味でも、個人主義が発達し、なかなか自白しません。そうなると、今のような、刑事免責制度を活用して、密室犯罪、麻薬犯罪とか贈収賄を摘発していかないと秩序が保てないということです。これはもともと、イギリスから入った制度ですけれども、アメリカで発展しました。それで、コーチャン、クラッターは、刑事免責を要求し、アメリカの裁判所は、これを認めましたが、今度は日本法による免責を欲しいといい出しました。そうしないと、証言をしないというので、アメリカの裁判所も、これを容れ証言した結果の調書も日本の裁判所や捜査当局へ渡さないといったわけですね。そこで、調書を受取る為に日本の検事総長や検事正も、将来、コチヤンやクラッターが将来日本へ来ても、絶対に起訴しないという不起訴の約束をしたのですが、未だ、それでは足りない。日本の最高裁判所が、それを保証して欲しいと云い出したわけです。ファーガーソンという連邦地方裁判所の裁判官が要求したのです。当時のマスコミは、今のオウム真理教事件で騒ぐのと同じなんですね。来る日／＼もロッキードを摘発せよ、政府高官を明らかにしろというものですから、一般市民運動で、アメリカの上院公聴会で明らかにされた領収書の暗号でピーナツとかピーシーズというのがありましたが、実際に、ピーナツを買ってきて、丸紅の会社の前で、それを投げつけるという様なフィーバー振りでした。

私、その頃現役でしたから、匿名で、ある法律雑誌に『ロッキード狂騒曲』と題して一文を書き、あまり過熱になると、裁判に影響与えるんだ、証拠も充分集まらないのに、もう、これでやつたにちがいない、有罪間違いないとということになりかねないと指摘したくらいです。当時の最高裁の長官が藤林益三さん、三高の大先輩ですね。この藤林さんが最高裁判所の司法行政上の措置として検事総長や検事正がした不起訴の約束は、必ず、守られるという保障を最高裁判所の裁判官会議を開いてされたわけですね。それによりアメリカに嘱託してなされたコーチャンらの尋問調書が日本に引き渡されたのです。これが、今年の二月の判決で違法だと判断されたのです。日本にそういう刑事免責の制度がないからダメだと云つたんですね。しかし、有罪の二審判決は維持し、上告棄却としました。嘱託尋問調書以外の証拠によつて、充分に有罪が認められるからというのがその理由です。しかし、その当時の特捜の検事は、アメリカから送つてきたコーチャン、クラッターらの調書をよく読んで完全に頭に入れて、それをもとに檜山、伊藤、榎本らを追求して、自白に追い込んだわけです。自白の元になつてゐるものです。それがダメだと云われるなら、本来、あの事件は無罪にしなければいけないとということになるべきものです。

次に、嘱託尋問調書は、田中や松山らの反対尋問権を奪つてゐるという点について申し上げます。不起訴にするという約束で、自白させ、その自白をした本人を約束に違反し起訴すれば、これは違法と云わざる得ません。まさに黙否権そのものを、侵害することになるからです。しか

し、他人の刑事責任について、役割の小さかった者に本当の事を証言させて、約束どおりその者を起訴せずに、他の大物をその証言によつて起訴する場合は、確かに起訴される者が証言者に対し反対尋問をする機会がありません。本件、ロツキード事件の場合、コーチャン、クラッターは、カリフォルニアの連邦地方裁判所で証言し、その中で田中角栄、檜山、伊藤、大久保らの言動についていろいろしゃべるんですが、後で起訴されることとなる田中角栄や檜山らは、コーチャン、クラッターの証言現場にて反対尋問するわけにはいかないわけですね。だからそのような証言で、自らが有罪とされては困るということ、すなわち反対尋問権行使する機会がなかつたんだから、嘱託尋問調書を採用するのは憲法違反であると主張したのです。上智大学の渡部昇一さんには、そういうことを書きまくつたわけですね。それが、ある程度、財界人の間でも有名になつて、憲法違反の問題もあるから、最高裁で長くかかつてゐるんだともいわれたのです。しかし、これは、そうではなくして、コーチャンやクラッターのアメリカでの証言に対し反対尋問をする機会がなかつたとしても、尚かつ、コーチャン、クラッターらが云つてることが真実だと、特別に信用出来る状況での証言であると日本の裁判所が認めれば、その証言を証拠にすることができるという規定が、実は、刑事訴訟法にあるのです。やや専門的になりますが、刑事訴訟法三二一条にはそのように書いてあるのです。例えば、皆さんが犯罪を目撃されたとして、その目撃情況を検事に供述されます。そして、検事が、その供述を調書にとつて、それを裁判所に出して、これ

で有罪にしてくれ、目撃者がきちんとしゃべつておるじゃないかと主張できます。しかし、被告人には、目撃者に反対尋問する権利がありますから事前にその供述調書を見て証拠とすることに反対するというとその供述者は、証人として法廷へ出て、検事に云つたことと同じことを証言するわけですが、その証言に対して、被告人が反対尋問して、証言の内容、信用性を争うことがあります。ところが、その目撃者が、すでに重い病気だとか、海外へ行つてしまつたとか、あるいは、もうすでに亡くなつてしまつたという様な場合には、反対尋問は出来ないわけです。そういう場合、検事に云つたことが、本当に信用すべき状況で本当の事を云つてゐるという風に、検察官が立証し裁判所がこれを認めますと、その供述調書そのものが、証拠になつて有罪の証拠に使えるわけです。本件の場合も同様です。ただ、日本には制度としてはない刑事免責を与えての証言でしたから、わが国では初めての事例として問題となつたのです。一、二審は証拠として認めました。アメリカでは、刑事免責の制度は、ずっと昔から千八百年代から確立しておつて、それに習熟しているアメリカ人に免責を与えての証言であるから、特別に信用できるとして採用してくれたわけですね。ところが、最高裁では、やはり日本でも、この制度を立法化してもいい時期ではないかと暗示をしながらも、現在それを解釈でやつてしまふのは、やはりダメなんで、今は他の証拠で有罪に出来るんだから、刑事免責を与えて取つた嘱託尋問調書は、今回はダメだと云つておこうということで合議が成立して、この二月二十二日の判決になつたのです。そういうこ

とで、法務・検察当局も、将来、刑事免責の制度を考えるという風に国会答弁もしている様ですけれども、今回のオウムのサリン事件の様に密室で物を作るという様な場合、信徒のなかで製造作業に従事した者に刑事免責を与えて本当のことを云わせて、それで幹部クラスを一斉逮捕出来るような制度が出来れば歐米化してきた犯罪現象にも対応出来ると思います。

最後に四点目として、最高裁がこの事件が上告されてから、七年八か月も放置しております。なぜ、田中の存命中に判決しなかったのかという理由です。この事件の一審は、六年九ヶ月、それから、二審が三年九ヶ月、合せまして、十年六ヶ月を一審、二審で費やしております。従つて、問題点は全部出つくしてゐるんですが、最高裁へ上訴されてから、八年足らずも判決しなかつたのは、最高裁が、田中が死亡するのを待つていたのだと思います。直接の証拠はありませんが、私の推理は当つてゐるはずです。存命中に判決すると、脳梗塞で倒れて後遺症のある人をこれを実刑、一審も二審も実刑四年でしたから、これを覆すわけにはいかず実刑に処さなければならない。刑務所の中には病監もあり、また医療刑務所もありますが、そこに収監しても、やはり、獄中で亡くなるだろう、獄死をさせるというのは、やはり忍びないという風に考えたのだと思います。上告を受理してから審議せず引き延ばして、平成五年の十二月に田中角栄は亡くなります。そこで、平成六年の一月にでも判決できたのですが、それでは如何にも死ぬのを待つていたということが見えてしまふんですから、一年待つて今年の二月になつてやつたんではないかと思ひ

ます。マスコミは巨悪の中心で政治を金権化したと云いますけれども、日米経済摩察で最ももめていた纖維問題を、通産大臣として見事に解決され、日中國交回復もされ、中国は、田中角栄を本当に偉大な政治家として尊敬しています。議員立法、日本は官僚の勢力が強くて、国会へ出す法律は全部内閣提出ですが、田中は議員立法が一番多い政治家なんですね。やはり、戦後の偉大な政治家の一人だろうと思います。論告では、内政・外交でこれだけの功績を挙げた人だと書いたあと、しかしながらということで求刑をしています。そういうことで、最高裁が、八年近くも放つておいたのは、やっぱり、田中の存命中には判決したくなかったんだという風に思います。

もう一つ最後に五点目として、ロッキード事件とその後のリクルート事件、共和事件、佐川事件、ゼネコン事件などと比較して、贈収賄事件として、どのような特徴があるのかを若干申し上げてみたいという風に思います。これを一言で云いますとロッキード事件は、戦後古典的な贈収賄犯罪の最後だらうと思います。と申し上げますのは、明治の元勲の大久保利通としよりの孫である、大久保利春が、丸紅の役員として、この事件の贈賄の共犯者になっています。大久保は、ニューヨークで高等学校生活を送り、国際的な感覚を持つており、檜山も伊藤も、そうなんですけど、やはり贈賄事件について罪の意識というものを持っているんですね。そもそも贈収賄という犯罪はワイロというものの認識がないと成立しません。ワイロであるかどうかを問わず、公務員に金品を贈るとそれ 자체を犯罪とする公務員贈物罪というのが、アメリカの州なんかでは作っておりま

す。もとより贈収賄罪より軽い刑です。これがあると、検察も非常に便利なのですが、贈賄罪といふのは、ワイロだという認識をもつて贈らなきやいけない。そのワイロの認識を、大久保は検察官に対し、「心にくもりのある金」だと思ったところ、いつ風に云つております。現に、五億円というのは、四回に分けられて、伊藤宏と榎本、秘書が話し合つて、ダンボール箱につめられた金を、伊藤専用の丸紅の車のトランクから、榎本の運転してきた車のトランクへ渡すという方法でなされました。一回目が英國大使館の裏の路上で一億円、二回目が都立九段高校向いの電話ボックス脇で一億五千万、それから三回目がホテルオークラの駐車場で一億二千五百万、四回目が伊藤の自宅マンション地下室の駐車場で一億二千五百万というように人目をはばかって五億円が贈られております。やはり、そのこと自体から、ワイロの認識というものが、客観的に認定出来る様な形になっています。ところが、リクルート事件以降になりますと、労働省の事務次官室で堂々と渡されます。ゼネコン事件では知事公舎で日中堂々と県会議長が立ち合つて紙袋などに入れられた億という単位の金が、アツケラカンとして渡されて、有難うということで受取っています。罪の意識も心にくもりを感じないので。正に現代型の犯罪といいますか、特にゼネコン事件の茨城県の知事や宮城県の知事等の受取状況をみますと、選挙資金だから罪の意識がないというのではなくして、私的蓄財のためでも堂々と受け取っています。選挙資金との弁解もおかしいのです。当時は五党、六党相乗りで、対立候補は共産党だけで、当選は間違いないんですね。今

の様に無党派風なんてものは、吹いておりません。横山さんや青島さんが当選するという様な時代ではないんです。共産党相手に三億も四億も金が要るはずがないんです。結局、蓄財の為に金を受取る。それも建設業者に談合の情報を教えて、談合をやりやすくさせ、その対価として何億円も受け取るなど私腹を肥やしすぎます。それと比べるとロッキード事件では、贈賄側とはいえ、檜山も伊藤も、大久保も、すべて会社のためであり、一文も自分の懐に入れておりません。ゼネコンの場合、梶山静六さんに会社から命ぜられて一千万持つて行けと云われた者が、そのまま横領してしまってるんですね。使者が横領する等ということは、ロッキード事件なんかには一切ありません。私心なくして、会社の為に贈賄罪を犯したという形になっています。

リクルート事件になりますと参考人の若い社員達が捜査機関に喋りまくります。これはリクルートという会社は、就職情報誌や住宅情報誌でのびた会社です。江副が段々と会社を大きくし、NTTと組んで情報産業にまで乗り出そうとします。そして、先行投資形ということで、与党のあらゆる派閥の领袖に値上りの確実な未公開株を贈ります。売買を装つて子会社のファイナンスの会社から融資もしますからということで三千株を渡します。三千株だと大体三千万もうかるようになつていきました。当時の派閥の领袖全員にバラまいてる。そして、その中に本当のねらいの贈賄を巧みに含めているのです。評論家の立花隆は、江副のやり方を二十一世紀の政界の「青田買い」といつていますが、大学生の就職戦線における「青田買い」問題に関し、自らの就職情

報誌に有利になるように労働省と文部省の事務次官に働きかけて未公開株を贈り、いざれも贈賄と収賄罪で起訴されております。政治家に対してもは、みんなにばらまいたものですからそのなかに真の賄賂が含まれていても職務権限を立証することが難しい。その中でもらった金を自宅の改築資金にすぐあててしまつた。非常に正直なことをされた為に、藤波さんが政治家で唯一一人起訴されてしまつた。ところが、やはり裁判所もそう思つたんでしようね。政治資金との区別がつかないとして一番無罪になりました。その無罪理由は、前にももらつて、後にももらつて、その真中を起訴したのですけれども、政治家というのは、しょつ中政治献金をもらつてゐるから、本件がワイロであると認識するには特別の事情がなければいけないというのです。これに反して労働次官やら文部次官は、役人は献金など受け取りませんから、もらつてしまつたら、その頃ワイロだということわかるということになります。そうすると、「特別の事情」を要求するということは、初めてやつた者が損してしょつ中やつてる者は得をするという論理になりますから、検察官が控訴しております。このようにロツキード事は、その後の疑獄事件と比較して古典的な罪の意識のある事件であったといえます。

若干、時間超過致しましたけど、このあたりで。御清聴ありがとうございました。

(元東京高検検事長・帝京大学法学部教授)